

1 目的

新型コロナウイルスの影響により減少した観光客の回復を図るため、新たな貸切バスツアーを行う旅行会社に対して助成を行うことにより、貸切バスによる誘客促進を図ることを目的とする。

2 助成対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社であること。

3 助成要件

次の各号に掲げる要件を全て満たすツアーであること

(1) 周遊バスツアー

- ① 沼田市内で昼食をとり無料見学箇所1箇所以上と食べ歩きチケットを利用するツアーであること。

食べ歩きチケット利用時間はおおよそ70分～80分必要です。

沼田城址公園(駐)…自由散策…公園(駐)・バス移動または徒歩で散策===天狗プラザ(駐)

食べ歩きチケット利用または逆コース。この範囲内で利用可能店舗は31店。

見学時間が少ない場合は相談。

なお、水曜日は沼田市歴史資料館・旧土岐家住宅洋館・生方記念文庫・旧生方家住宅の休館と商店の休日も多くなっておりますのでご注意ください。

また、昼食をツアー参加者の選択制や自由食とする場合は対象外。

② 対象期間

令和4年9月10日から令和5年2月20日までの間を出発日として催行されるツアーであること。予算上限に達し次第、募集を締め切る。

- ③ 貸切バスを利用したツアーで12名以上であること(マイクロバス含む)
- ④ 募集型企画商品であること。(受注型企画商品および、本年度限りのイベント等を目的とする旅行のような継続性のないものは対象としない)
- ⑤ 新規もしくは既存ツアー行程の一部を変更し催行されるもの。
- ⑥ 具体的なコロナ対策がなされていること。
- ⑦ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言及び、まん延防止等重点措置が発地または沼田市に発令された場合、該当ツアーの助成を中止する。
- ただし、まん延防止等重点の発表前に催行確定がされたツアーへの助成は行う。
- なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、内容を見直す場合がある。

(2) スキー・スノーボードバスツアー

- ① 沼田市内のスキー場を利用するツアーであること。

② 対象期間

令和4年11月27日から令和5年2月20日までの間を出発日として催行されるツアーであること。予算上限に達し次第、募集を締め切る。

- ③ 貸切バスを利用したツアーで12名以上であること（マイクロバス含む）
- ④ 募集型企画商品であること。（受注型企画商品および、本年度限りのイベント等を目的とする旅行のような継続性のないものは対象としない）
- ⑤ 新規もしくは既存ツアー行程の一部を変更し催行されるもの。
- ⑥ 具体的なコロナ対策がなされていること。
- ⑦ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言及び、まん延防止等重点措置が発地または沼田市に発令された場合、該当ツアーの助成を中止する。
ただし、まん延防止等重点措置の発表前に催行確定されたツアーへの助成は行う。
なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、内容を見直す場合がある。

4 助成額

(1) 周遊バスツアー

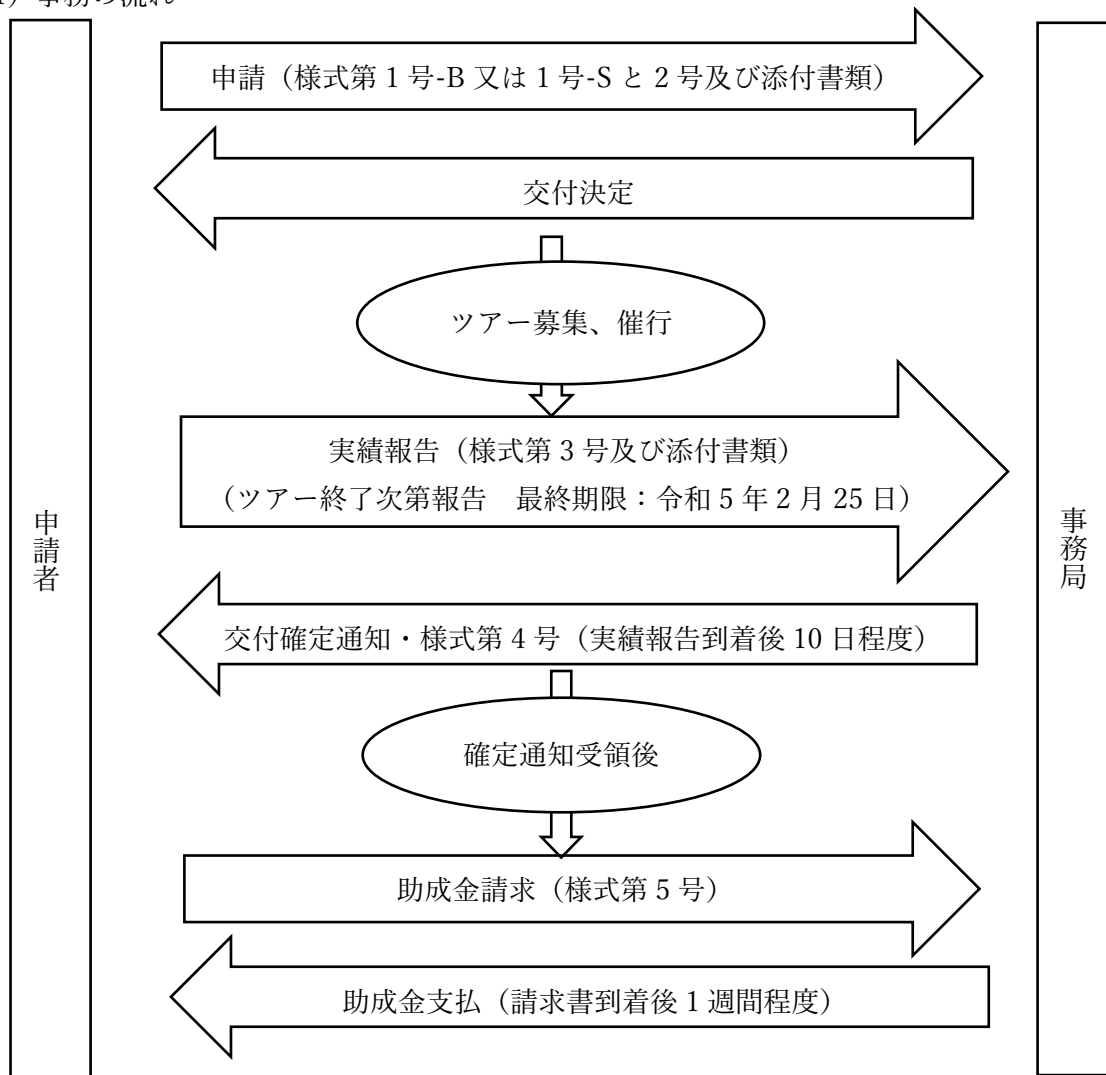
- ① 各ツアーにおいて助成の対象となるバスの台数は、同一行程で催行されるツアーで利用する合計台数とする。（乗り換えで利用するバスは含まない）
- ② 助成額は、以下に掲げる額の合計額とし、催行実績に応じて支給する。
ただし上限は1社につき基礎助成額 750,000 円（台数上限 25 台）と実績助成額（食べ歩き買物チケット、果物狩り）とする。
- ③ 基礎助成額
 - ア.貸切バス1台につき、沼田市内に宿泊を1泊又は2泊を伴うバスツアーは50,000円。
 - イ.沼田市内に3連泊以上する場合は80,000円
 - ウ.日帰りバスツアーは平日発30,000円、土日祝日発着20,000円。
 - （ア）実績助成額
 - a.「沼田食べ歩きチケット」を一人に1枚付き（660円相当額）
 - b.入園料の助成
 - 平日催行のバスツアー
 - ・果物・野菜狩り入園料助成 200円×人員（沼田市内の施設利用）
 - 土日祝日催行のバスツアー
 - ・果物・野菜狩り入園料助成 150円×人員（沼田市内の施設利用）

(2) スキー・スノーボードバスツアー

- ① 各ツアーにおいて助成の対象となるバスの台数は、同一行程で催行されるツアーで利用する合計台数とする。（乗り換えで利用するバスは含まない）
- ② 助成額は、以下に掲げる額の合計額とし、催行実績に応じて支給する。ただし上限は1社につき基礎助成額 1,000,000 円（台数上限 25 台）とする。
- ③ 基礎助成額
 - ア.貸切バス1台につき日帰り、宿泊ツアーともに40,000円
 - イ.複数のスキー場を経由する募集ツアーは20,000円

5 事務手続手順

(1) 事務の流れ



(2) 申請方法

①申請者は、以下の書類を事務局に提出するものとする。

- ア. 助成金申請書 (様式第 1 号)
- イ. 助成申請しようとするツアーの行程表 (任意様式)
- ウ. ツアーの出発日及び日別設定台数 (設定日及び設定台数一覧、任意様式)
- エ. 誓約書 (様式第 2 号)
- オ. 具体的コロナ対策 (任意様式)

②上記申請書類は郵送により、下記事務局あてに提出するものとする。

[郵送先] 〒378-0042 沼田市西倉内町 2889-3

一般社団法人沼田市観光協会 沼田市周遊バスツアー助成係

(3) 申請受付期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで

予算の上限に達し次第、募集を締め切る

6 助成金の交付決定

申請書類受付後、ツアー内容等の審査を行い、優れた企画に対し助成を行う。交付の可否を E-mail または Fax にて通知する。

ツアーの催行実績が申請書に記載された催行予定人員数、バス利用予定台数を上回っても、交付金上限を超えて助成金を請求することはできない。

7 実績報告及び助成金額の確定

助成金の交付決定を受けた者（以下「助成業者」という）は、申請書に記載された催行期間終了後、「実績報告書」（様式第 3 号）及び添付書類を提出するものとする。

[提出書類]

ア. 実績報告書（様式第 3 号）

イ. ツアー行程のわかるパンフレット、最終行程表等

ウ. 催行人員、有料施設を利用したことのわかる書類（昼食代領収書、施設利用料領収書、施設利用証明書など）※コピー可。ただし申請者以外が発行したもの、または申請者以外の承認印があるものに限る。

上記実績報告書は郵送により、下記事務局あて提出するものとする。 s

[郵送先] 〒378-0042 沼田市西倉内町 2889-3

一般社団法人沼田市観光協会 沼田市周遊バスツアー助成係

事務局は、実績報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金を確定し助成金額確定通知書（様式第 4 号）により助成業者に通知する。

上記報告はツアー終了次第すみやかに行うものとし、最終の報告期限を令和 5 年 2 月 25 日までとする。

8 助成金の請求

助成事業者は、助成金額確定通知書を受領後、「助成金交付請求書」（様式第 5 号）により確定した助成金額の請求を事務局あてに行う。なお、請求期限は令和 5 年 3 月 3 日までとする。

9 その他

申請書の提出日から令和 5 年 3 月 20 日までの間に、旅行業法等の違反による営業停止等の処分が決定した場合は、助成金交付前であってもは交付の取消し、交付後であってもは助成金の返還を請求する。

10 問い合わせ

(事務局)

一般社団法人沼田市観光協会 沼田周遊バスツアー助成係

電話 0278-25-8555 Fax0278-25-8556

Email : yukyaku@numata-kankou.jp